

## II 除草剤部門

### 目 的

新しく登録された除草剤について、本県での実際栽培における除草効果、薬害等の適応性を検討し、県除草剤使用基準に採用する場合の資料を得ることを目的とする。

### 1 水 稲

#### 1 ほ場の選定

- 1) 供試水田はその地帯の一般的な土壌条件をもち、地力が均一で、当該地帯内の代表的な数種の雑草が均一かつ一定量発生することが望ましい。
- 2) 設置場所は、事後の観察や雑草調査を効率的に行うために1～2ヶ所程度にまとめる。
- 3) 品種は、展示実施地帯の代表的な品種を用いる。なお、薬害程度の評価を行うため、移植栽培の場合は、稚苗移植が望ましい。
- 4) ほ場の条件
  - ① 対象とする雑草が発生する水田で、比較田が隣接していること。
  - ② 減水深が極端に大きくないこと（2cm/日以下）。
  - ③ 面積は、10～30aが望ましい。
  - ④ スクミリンゴガイの生息水田は避ける。スクミリンゴガイの生息水田で実施する場合は、メタアルデヒド剤等で密度を低下させる等の処置を行う。

#### 2 展示の方法

- 1) 1薬剤の展示ほの設置期間は、原則として2ヶ年とする。なお、既に県基準に採用されている除草剤で、剤型の異なる除草剤は単年度の展示でも可とする。
- 2) 展示区については、必ず塩化ビニル板等の枠を使って、無処理区を設置する。面積は、50cm×50cm程度あればよい。

無処理区内の水管理は、除草剤散布後7日程度は別にするが、その後は周りから入排水してよい。
- 3) 除草剤は決められた時期に散布し、慣行区の除草剤は地域で使用されている代表的な除草剤とする。その際、慣行除草剤は、試験除草剤と同種類（処理時期・対象雑草等）になるよう留意する。
- 4) 体系処理については、前処理剤処理後に雑草の発生量が少ない場合は、後処理剤を省略してもよい（前処理剤が試験除草剤の場合）。慣行除草剤は慣行の一発処理剤でもかまわない。

#### 3 薬剤の散布

- 1) 除草剤の散布方法は、指定の方法による。

※散布方法の記入例

| 粒 剤    | フロアブル   | ジャンボ剤    | 少量拡散型粒剤  | 顆粒水和剤    | 乳剤、液剤、水溶剤等 |
|--------|---------|----------|----------|----------|------------|
| 手散布    | 全面手振り   | 畦畔から投入   | 周縁部に手散布  | 全面手振り    | 土壌混和       |
| 手回し散粒器 | 畦畔から手振り | 畦畔と中1列から | 周縁部に散粒器で | 畦畔から手振り  | 動力噴霧機      |
| 電動散粒器  | 畦畔と中1列  |          | 畦畔から動散   | 畦畔と中1列   | 加圧噴霧機      |
| 動力散粒機  | 水口      |          | 全面手散布    | 加圧式散布器   | 動噴スポット     |
| 田植同時   | 田植同時    |          | ラジコンヘリ   | 動散、専用ノズル | 加圧噴霧機スポット  |
|        | 加圧式散布器  |          |          | ラジコンヘリ   |            |
|        | ラジコンヘリ  |          |          |          |            |

- 2) 普及指導員自らが散布するか、もしくは必ず立ち会う。
- 3) 散布時の水深は、特に指定がない場合、1キロ粒剤及びフロアブル剤では3～5cm、ジャン

ボ剤では5～6cm以上を確保する。

4) 処理後に大雨が予想される場合は、処理日を遅らせる。

5) 散布に際しては、隣接ほ場等へ薬剤が飛散しないように十分に注意すること。

6) 散布時の湛水深（深水、基準並、浅水）、苗の良否、移植の状態（稲株元の覆土の良否、転び苗、浮き苗の有無）、風の状態、散布状況等を調査し、記録する。

※雑草の葉期は「2007最新除草剤・生育調節剤解説」（(財)日本植物調節剤研究協会）のp4からを参照。

#### 4 薬害の確認

除草剤処理後10～14日に観察し、薬害の発生が認められた場合は、症状と薬害の程度及び発生の要因などを調査し、記録する。

その後30日前後に回復の有無を確認し、収量に影響があると判断された場合は、収量調査を行う。なお、収量は、穂数換算でも代用できる。

◎薬害程度の評価 薬害の程度について以下の基準に従って評価する。

※ 除草剤普及適用性試験実施基準（(財)日本植物調節剤研究協会 平成18年4月改訂から）

| 薬害の程度 | 内 容                                                                             | 調査方法     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 無     | 害徴が認められないもの                                                                     | 観察<br>算出 |
| 微     | 害徴が認められるが、回復により減収しないと推定されるもの                                                    |          |
| 小     | 害徴が認められ、減収率5%以下と推定されるもの                                                         |          |
| 中     | 害徴が認められ、減収率6～15%と推定されるもの                                                        |          |
| 大     | 害徴が認められ、減収率16%以上と推定されるもの                                                        |          |
| (参考)  | 主な害徴として、生育抑制、葉梢褐変、黄化、白化、葉枯れなど。<br>※「2007最新除草剤・生育調節剤解説」（(財)日本植物調節剤研究協会）のp12からを参照 |          |

#### 5 雑草調査

1) 調査時期：一発処理・体系処理ともに移植後40～50日頃の残草量を調査する。

なお、体系処理については、前処理剤あるいは後処理剤の処理時にも調査を実施する。

2) 調査面積：1区1㎡、2箇所

3) 調査方法：

① 一定面積の全雑草を抜き取り、水洗後、草種別に重量（生重または乾物重）を測定し、1㎡当たりの残草量を算出する。なお、残草が少なく重量の計測が困難な場合は、本数調査でよい。

② 水口部や田面の高いところなどで部分的に発生が多いところは調査から除く。

③ 成績書に記載する場合の雑草の重量単位は小数点以下1桁、本数は整数で表示する。

④ 雑草が発生しているが小数点1桁以下の場合は「t」で、除草剤の効果によって対象雑草が発生していない場合は「0」で、また、試験ほ場に対象雑草が無い場合は「-」で表示する。

#### 5 結果のとりまとめ（評点）

除草効果、薬害の調査、観察の結果により、都道府県内における普及性を総合的に評価する。総合評点は以下のとおりとする。

A：除草効果・薬害の面で普及上特に問題はない。

B：普及にあたって更に検討する必要がある。

ー：その他（天候の急変、圃場管理の不備、誤処理等、特別な理由により判定できない場合

6 その他

虫害、水害、風害、ほ場の特異性、処理時の藻類・表層剥離の発生程度（被度）などを記録し、試験結果に大きく影響する条件は成績書に記載する。